

## 国会における憲法論議の促進と国民的議論の喚起を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義及び基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に大きな役割を果たしてきた。この三原則は、憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、今日に至るまでの70年を超えるこの間、憲法の改正は一度も行われていない。施行当時と比べ、我が国を取り巻く国内外の諸情勢に大きな変化が生じていることを鑑みれば、憲法についても、直面している様々な問題から国民を守り福祉の向上を図るため、我が国の現状に即した内容であることが求められる。

このような状況の中、平成19年に「日本国憲法の改正手続に関する法律」が成立したことに伴い、国会に憲法審査会が設置され、国家の根本規範である憲法についての論議が深まることが期待されたものの、ほとんど機能していない。民主主義の根本は議論より始まることから、憲法についても国会はもとより、主権者である国民に幅広く議論され、その結果が反映されなければならない。

よって、国においては、日本国憲法について、国会での活発かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月25日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 宛 て  
総 務 大 臣  
法 務 大 臣

福島県議会議長 太 田 光 秋